

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年12月12日 10時30分ごろ
発生場所	静岡県熱海市長浜海岸北東方沖 伊豆網代港北防波堤灯台から真方位307° 1,610m付近 (概位 北緯35° 03.5′ 東経139° 04.5′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年1月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.97m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 6、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1.5m、水温 約19℃ 熱海市には、12月11日18時41分に強風注意報が発表され、 本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、釣りの目的で熱海市長浜海水浴場を出航し、長浜海岸北東方沖で釣りを行った後、南西方の同海水浴場に向けて帰航中、船首方から波及び強風を受けて船首部が持ち上がり、船尾側に転覆した。 本船は、救命胴衣を着用していた操縦者及び同乗者が、本船の転覆を発見した長浜海岸付近の通行人から通報を受けて来援した海上保安庁の監視取締艇等により救助され、同取締艇によりえい航された。 操縦者は、強風注意報が発表されていることを知らなかった。
分析	本船は、強風注意報が発表されている状況下、操縦者が同発表を知らずに出航したことから、帰航中に船首方から波及び強風を受けて船首部が持ち上がり、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風注意報が発表されている状況下、操縦者が同発表を知らずに出航したため、帰航中に船首方から波及び強風を受けて船首部が持ち上がり、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートの操縦者は、出港前に気象情報及び注意報等の発表状況を確認するとともに気象及び海象の状況を観察した上で、ミニボートの堪航性を考慮して出港の可否を適切に判断すること。

